

山口東京理科大学
調査特別委員会記録

令和3年8月24日

【開催日】 令和3年8月24日（火）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午後2時～午後3時59分

【出席委員】

委員長	高松秀樹	副委員長	藤岡修美
委員	奥良秀	委員	笹木慶之
委員	中村博行	委員	松尾数則
委員	森山喜久	委員	山田伸幸
委員	吉永美子		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰	副議長	矢田松夫
----	-----	-----	------

【執行部出席者】

副市長	古川博三	大学推進室長	大谷剛士
大学推進室主査	大坪政通	大学推進室主任	立野健一郎
大学推進室主任主事	尼崎幸太		

【事務局出席者】

事務局長	尾山邦彦	議事係長	中村潤之介
------	------	------	-------

【審査内容】

- 1 議案第72号 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学が徴収する料金の上限の変更の認可について (大学)

午後2時 開会

高松秀樹委員長 それでは、ただいまより山口東京理科大学調査特別委員会を開会します。本日の審査は、議案第72号公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学が徴収する料金の上限の変更の認可についてです。ま

ず、執行部の説明をお願いします。

大谷大学推進室長 それでは、議案第72号公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学が徴収する料金の上限の変更の認可について御説明します。参考資料をお手元にお配りしておりますので、当該資料に基づき、説明させていただきます。参考資料1ページの①を御覧ください。当該議案は、地方独立行政法人法第23条第1項の規定により、地方独立行政法人は、その業務に関して料金を徴収しようとするときは、あらかじめ、料金の上限を定め、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とするとしており、また、同条第2項の規定により、設立団体の長は、これを認可しようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならないと定められております。このようなことから、令和3年7月27日付けで、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学から実務薬学実習費や施設利用料等の業務につきまして、令和4年度から料金を徴収するため、料金の上限の一部を変更することについての認可申請があり、内容を審査した結果、認可は適当であると判断しましたので、地方独立行政法人法の規定に基づき、この度、議案として提出するものであります。なお、地方独立行政法人法の規定には、「大学の業務に関して料金を徴収するとき」と規定されておりますが、この法人の業務は、参考資料②のとおり公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学定款の第26条に規定されております。当該議案は、大学が定款に基づき実施するこれらの業務に関して大学が徴収する料金の上限を定めるものです。また、徴収する料金に関する具体的な内容につきましては、参考資料③のとおり大学の規程等に定められています。この度の議案の内容を含め、大学が徴収する料金の上限を定めているのは、参考資料の3ページの表を御覧ください。この度の議案におきまして、令和4年度から新たに徴収する料金の上限として定めようとするのは、表の太い線で囲んだゴシック体で表示した、表の右端に星印のある4か所、印刷ポイントの追加、グラウンド、病院薬局実務実習費、大学開放授業を受講する者になります。この度、新たに徴収す

る料金の上限として設定する項目についての具体的な内容等につきましては、参考資料 2 ページの④を御覧ください。まず、一つ目の印刷ポイントの追加（証明書等交付手数料）につきましては、カラープリンターの運用を令和 4 年度から開始することに伴い、授業等で使用する学内資料を学内のプリンターで印刷する際に、1 ポイントを 10 円と設定し、モノクロ印刷 1 枚につき 1 ポイント、カラー印刷 1 枚につき 5 ポイントとして定め、利用者から料金を徴収しようとするものです。なお、学生には毎年、年間の利用可能ポイントとして 1,000 ポイントが与えられており、この範囲内であれば無料で印刷することができます。この取扱いは、公立化前からのものとなります。この度の料金徴収につきましては、この利用可能ポイントの 1,000 ポイントを超過した後に適用されることとなります。次に、二つ目のグラウンド（施設利用料）につきましては、現在の大学の規程では、体育施設については体育館とテニスコートが規定されていますが、今後、グラウンドが整備された際に、同じ体育施設として施設利用者から料金を徴収しようとするものです。なお、徴収する金額につきましては、市の体育施設の使用料を参考に設定されたとのこと。次に、3 つ目の病院薬局実務実習費（実務薬学実習費）につきましては、薬剤師国家試験の受験資格を得るためには、病院及び薬局での実習が義務づけられており、この実習は、薬学部薬学科 5 年次生の必修科目で、病院実習を 11 週間と薬局実習を 11 週間となります。実習経費としましては、学生一人当たり病院実習に約 40 万円、薬局実習に約 27 万円、総額約 70 万円が必要となります。この費用全額を大学のみで負担することは、今後の健全な大学運営に支障を来すことが懸念されることから、実務薬学実習に関する費用の一部につきまして、令和 4 年度以降に薬学部に入学者から年額 5 万円、大学在籍中の 6 年間で総額 30 万円を徴収しようとするものです。なお、ただいま御説明しましたが、当該実習費は令和 4 年度以降に入学者から徴収するもので、現在、在学されている学生からは徴収しないこととなっております。当該実習費を徴収することにつきましては、大学で検討される際に、在学生から徴収することについても検討され、弁

護士にも相談をされましたが、在學生につきましては入学前に当該実習費に係る周知をしておらず、消費者契約法上違法になるおそれがあるとの助言があったことから、在學生からは徴収しないこととしたとの説明を受けております。在學生につきましては、今後、任意の支援金として実験実習費相当額の援助をお願いされる予定とお聞きしております。最後に、四つ目の大学開放授業を受講する者につきましては、大学開放授業は、平成29年度から実施されてきましたが、これまでは毎年度、大学の決裁により受講料等を決めて実施しておられました。しかし、今後も継続して実施していくこととされましたので、令和4年度からは決裁ではなく、大学の規程に料金を明示し、料金を徴収しようとするものです。以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

高松秀樹委員長 説明が終わりました。それでは委員からの質疑を求めます。

山田伸幸委員 実務実習費については、私たちにはこういう金額の相場が分からないんですけど、大体これが全国的な薬学部の必要となる費用と見ていいんでしょうか。私学の場合はまた変わりがあるのかどうか。

大谷大学推進室長 大学からちょっとお聞きしておりますのが、薬局につきましては大体このような金額であるということなんですが、病院実習につきましては、ちょっとそれぞれ受入病院によって違うということはお聞きしております。また他の薬学部のことについてもちょっと調べていたんですが、医学部がある大学にとっては、病院実習については同じ大学内であるため無料ということで、薬局実習だけを徴収しているところもあるということです。

吉永美子委員 ちょっと分からないので教えていただきたいんですが、先ほどのお話だと、今回の金額相当の金額を、いわゆる今の在学の学生にお願いすることになると言われたんですけど、そのことについて2点、なぜ実務実習費が最初からお願いする形になっていかなかったのかという

ことと、先ほど説明の金額に相当するものをお願いするということで、
お願いされてもうちは金額的に出せませんとなったときはどうなるんで
すか。

大谷大学推進室長 最初から徴収することにしていなかったのは、薬学部を設
置する段階におきましては、他の薬学部についても余り徴収している
ところがなかったということです。余り徴収してないのが通常のような形
であったということでした。現在もまちまちで、まだ徴収されてない
ところもありますし、6年間で5万円というところもあり、まちまちとい
うことで、取られていないところが薬学部では多かったということです。
あと、支援金を納めなかった場合ですが、あくまでもお願いですので、
それで特に受けられなくなるということはないとお聞きしております。

山田伸幸委員 学生から徴収したお金は、実習を受ける相手に支払うものなん
でしょうか。

大谷大学推進室長 おっしゃるとおり、相手先の病院や薬局にお支払する金額
になります。

高松秀樹委員長 ほかに質疑ありますか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者
あり）それでは、質疑を終結しまして、討論ありますか。（「なし」と呼
ぶ者あり）それでは、採決に入ります。議案第72号公立大学法人山陽小
野田市立山口東京理科大学が徴収する料金の上限の変更の認定認可につ
いて、賛成の委員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

高松秀樹委員長 全員賛成です。ここで、一応議案第72号の議案審査終わっ
たということで、大谷室長どうぞ。

大谷大学推進室長 すいません。ただいま議案第72号を御審査いただきました。ありがとうございます。今の料金の徴収の関係で、グラウンドの料金について徴収するという事になっておりまして、当該グラウンドとあとテニスコートにつきましては今整備中ということで議会には御報告しておりますが、グラウンドの整備、テニスコートの整備の状況につきまして、御説明させていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

高松秀樹委員長 はい、どうぞ。

大谷大学推進室長 それでは、すいません。議案第72号におきまして、令和4年度からグラウンドの使用料を徴収する内容ですので、山口東京理科大学のグラウンド及びテニスコートの整備の状況につきまして、御説明させていただきたいと存じます。山口東京理科大学のグラウンド及びテニスコートの整備につきましては、平成30年4月の薬学部設置に伴い、薬学部校舎を既存のグラウンド及びテニスコート内に建設することとしたため、グラウンド及びテニスコートが使用できなくなることから、新たなグラウンドとテニスコートを整備することといたしました。具体的な整備場所につきましては、資料⑦を御覧ください。薬学部校舎等を建設します既存のグラウンドの東側——宇部市側にある水路を挟んだ大学用地に整備することとしました。当初の整備計画では、平成28年度に着工し、平成30年度末に完成する計画としておりました。資料⑧を御覧ください。これは、平成29年3月に、大学が文部科学省に提出した薬学部設置に係る申請書に添付した薬学部校舎建築に係る工程表です。表の下の方になりますが、点線で囲んでおります運動場整備とテニスコート整備の欄を御覧ください。この工程表では、平成29年6月に開発行為の申請を行い、翌年の平成30年6月に着工し、平成31年2月に完成することとなっております。しかしながら、薬学部校舎建設工事が大幅に遅れた影響もあり、グラウンド及びテニスコート整備への着手が遅れ、測量設計業務の契約を締結しましたのが平成31年1月23日で、開発行為の許可権者であります宇部市との協議は同年4月12日から開

始しております。宇部市との協議におきましては、グラウンド及びテニスコートを整備する敷地内に法定外公共物の水路が存在していたことから、当初、この水路の取扱いについての協議を行いました。当該協議に不測の時間を要し、最終的な方針決定が令和2年1月20日となりました。この方針決定が長引いた影響もあり、測量設計業務の完了が当初の令和元年8月30日から大幅に遅れ、今年、令和3年3月31日となりました。なお、グラウンド及びテニスコートの整備につきましては、この間、大学と協議を重ね、意見をお聞きしてまいりました。このような経過を経て、ようやくこの9月市議会定例会にグラウンド及びテニスコートの整備に係る補正予算を提出できる状況となり、完成年度の見込みも大方の目途が立ちましたので、今後の整備スケジュールにつきまして大学に説明を行うため、先月7月13日にその場を設けました。資料⑨を御覧ください。この説明会におきまして、完成年度が令和7年度になる見込みであることとお話ししましたところ、大学から、平成28年度末に薬学部設置を文部科学省に申請した内容は、グラウンドの完成は平成30年度末となっており、既に整備されていなければならないが、まだ整備されていない。遅くとも薬学部完成年度である令和5年度までには必ず整備が終わっていなければならないが、令和6年3月には薬学部最初の卒業生が出ることから、同年4月には薬学部に大学院を設置する計画であり、そのためには、大学院の設置申請を文部科学省に令和4年度末に提出しなければならない。しかし、市の整備計画では、グラウンドの完成時期が令和7年度となっていることから、大学設置基準において必置施設とされているグラウンドがないと申請しなければならない。本来、必置施設であるグラウンドが整備されていないこと自体でも問題であるが、平成28年度末の薬学部の設置申請において、平成30年度に完成と提出していることから、それが今もって整備されていない状況は、薬学部への大学院設置にとって大きな支障となり得る。このままでは、計画どおり令和6年4月に薬学部への大学院設置ができない最悪の結果も想定される。薬学部への大学院設置の申請手続きを円滑に進めていくためには、過去の薬学部設置申請内容についても考慮しなければな

らず、大学院の申請時点において必置施設であるグラウンドが整備されていることが必要不可欠であり、令和4年度中にグラウンドを整備していただきたいとの強い要望がありました。これを受けて、大学推進室で検討を行いました。当該事業は開発行為を伴う大規模の大きい事業であることから、現在の整備内容のままでは令和4年度末までの完成は困難であるとの結論となりました。資料⑤を御覧ください。市の整備計画では、令和4年度中にグラウンドを完成させることは困難との検討結果を大学に伝え、今後どのように対応していくかにつきまして大学と協議を行った結果、グラウンドは、大学が宇部市の原校区に所有し、現在、駐車場として使用されている土地に整備することとしました。その理由は、この土地は、平成30年度に大学が山口県から購入された土地で、元々地域のグラウンドとして使用されていたので、グラウンドとして再整備することは比較的容易であり、令和4年度中の完成が確実に見込めるとの判断からでした。これに伴い、市がグラウンド及びテニスコートとして整備しようとしていました土地につきましては、グラウンドは駐車場として、テニスコートはそのままテニスコートとして整備することとしました。駐車場の整備は、現在、駐車場として使用している原校区の土地をグラウンドとして整備することから駐車場が不足することとなりますので、それを解消するためとなります。ただし、整備につきましては、全ての工事を同時に進めた場合、駐車場として使用できる土地がなくなってしまうので、大学と協議し、テニスコートとして整備する土地につきましては現状のまま駐車場として使用できることから、駐車場の整備が終わるまでは臨時駐車場として使用し、駐車場が完成した後、テニスコートとして整備することとしています。なお、グラウンド及びテニスコートの整備は、これまで市が行うこととしておりましたが、原校区の駐車場をグラウンドに整備する工事につきましては、大学と協議した結果、大学院の設置申請に支障がないようにするためには、令和4年12月末までの完成が望ましいということになり、早急に整備内容を決め、工事に着手することが必要となりました。完成時期を令和4年12月末としましたのは、令和4年度末に行う大学院の設置申請時

において、必置施設のグラウンドが既にある、整備されているという内容で提出することが大学院設置申請に最も支障がないとの判断からです。これまで薬学部設置に係る施設整備につきましては、原則、市が行うこととしておりますが、グラウンドの整備につきましては、市が行う場合、整備内容について大学と調整を行い、工事の予算を算出し、議会の議決を頂き、予算を確保した後、入札、業者決定、工事着手となり、工事着工までにかかなりの時間を要することとなり、令和4年12月末までの完成が困難なことが想定されました。このため、確実に令和4年12月末までにグラウンドを完成させるためには、整備内容の意思決定が迅速に行われ、整備方針の決定後、すぐに予算執行が可能で、早期に工事に着手できる大学に実施していただくことで合意しました。なお、駐車場とテニスコートの整備につきましては市が行うこととし、整備内容等につきましては、今後、大学と協議することとしております。ここまで、グラウンド及びテニスコートの整備方針が大きく変更することにつきまして御説明しましたが、これまでにこのグラウンド及びテニスコートの整備には、測量設計業務委託料として1,338万8,800円を支出し、今年度は、設計図書作成等の発注支援業務235万700円の契約を締結しており、現在のところ、約1,600万円が支出又は支出される見込みとなっています。今後、駐車場及びテニスコートをどのように整備をしていくかによりますが、測量設計業務の成果品をどこまで活用していくのか、現在契約を締結している発注支援業務につきましては、現在の内容を変更して継続できるのか又は契約を中断するのかを決めていくこととなりますが、これまでの成果品等につきましては、利用できるものにつきましては最大限活用してまいりたいと考えております。今回、事業を進める過程で、このように整備方針を180度転換するという事態を招いた最大の原因としましては、当該事業を進めるに当たり大学と協議を重ねてまいりましたが、その内容はどのように整備していくのがほとんどであり、工事の着手が大幅に遅れていることから一日も早く着工し、完成させなければならないとの思いは持っておりましたが、グラウンド完成までの経過措置として赤崎運動広場を活用することとして

対応しておりましたので、いつまでにグラウンドを完成させなければならないのかという肝腎な完成時期についての認識が希薄となり、大学にそのことを確認しないまま協議を進めておりました。山口東京理科大学薬学部校舎等の建設事業におきましては、これまでも多くの問題がありましたことから、当委員会から様々な御指摘を受けておりました。その一つに、事業を進めるに当たっては、大学との連携・協議を丁寧に行い、大学の意向をしっかりと確認しながら行うようにとの御指摘を頂いておりました。しかしながら、この度の事態は、明らかに大学との連携・協議が丁寧に行われていなかったことに起因するものであり、再三にわたり御指摘いただいたことが生かされておりませんでした。平成30年4月に大学推進室長を拝命しましたが、この間、建設事業を進める中で様々な問題が発生し、議会をはじめ市民の皆様に御心配と御迷惑をお掛けし、また、厳しい条件の中、薬学部開学に向けて懸命に取り組んでいただいた施工業者にも大変御迷惑をお掛けしました。就任以来、大学推進室長としての責任の重さを痛感しておりましたが、今日までその責務を果たすことができず、今回、再びこのような事態となりましたことを深くおわび申し上げます。誠に申し訳ございません。現在、グラウンド等の整備が着実・円滑に実施できるよう、大学と密接に連携・協力し、協議を進めておりますので、この度のようなことが二度と起こらぬよう肝に銘じ、当該整備事業の確実な実施に向けて取り組んでまいります。以上で説明を終わります。

高松秀樹委員長 今のはグラウンド及びテニスコートの整備についての推進室からの報告なのですが、非常に何ともという内容でした。この際ですので、皆さんから質疑があればと思っております。

山田伸幸委員 この度、市がグラウンドから駐車場にと方針転換されているところの②の土地なんですけど、ここは残土が山積みになっていますよね。それはどう処分される予定なんですか。

大谷大学推進室長 一応当初の計画ではグラウンドとテニスコートの整備のときに残土も活用して整備していくということで進めておりましたが、引き続きまして、駐車場、テニスコートの整備につきましても、活用できる残土については活用してまいりたいと考えております。

山田伸幸委員 この残土にしても相当な量で、この活用ということは掘って埋める気ですか。（発言する者あり）いや、よく分かりません。かなり大きな山になっているんです。もう草も相当生えていますしね。それがどう活用されるんでしょうか。

大谷大学推進室長 駐車場の整備につきましては、ちょっと急な方向転換ですので、これからどう整備していくか検討してまいります。グラウンドと同じような形で全部使うことができるのかどうかにつきましても、ちょっと今後の検討結果次第だと考えております。

山田伸幸委員 どちらにしても相当な量をどこかに運び出さなくちゃいけないと思うわけですが、これは公共残土でもないし、これをどこか受け入れて埋め立ててくれるような場所があるんですか。

大谷大学推進室長 一応、あそこにある残土につきましては、整備の中でできる限り使いたいということで、残ったもう使い切れない残土につきましては、外で処分していくという方向になろうかと思えます。

高松秀樹委員長 恐らく委員の皆さんは、今の回答になかなか信頼性がないということかなと思っているんですよ。ずっと理科大の件は最初から、この最近危険物倉庫も含めて、そこでの答弁と実際に行われたのが全部違ったような状況の中で、最後にグラウンドでしたよね。グラウンドがまたこういう状況なんで、何となく皆さん違和感があるのかなと思います。ほかに質疑があれば。

山田伸幸委員 ここに、第二種特定工作物、規模が1ヘクタール以上の大規模な工作物の野球場、庭球場、運動場、その他の運動レジャー施設等と書いてあるんですが、要するにこういうものに使うときは許可が要するということなんですかね。この2の土地は。

大谷大学推進室長 開発行為となりますので、許認可権者の許可が要するということとなります。

奥良秀委員 資料の④なんですけど、こちらは当初の予定ですよ。

大谷大学推進室長 はい、当初の予定になります。

奥良秀委員 当初の予定であれば、運動場整備とテニスコート整備というのが平成31年2月に終了するという予定でよかったんですよ。

大谷大学推進室長 はい、そのとおりです。

奥良秀委員 ということは、この表で違っている最初のところが、要は、く体工事といったもろもろが遅れていったから、このように施設の整備も遅れたという考えでよろしいでしょうか。

大谷大学推進室長 平成29年6月はまだ工事に取り掛かったばかりですので、そこで遅れということはないんですが、実質的に開発の申請につきましては、くい工事が終わってから、実際に1年ぐらい開けて工事を進めるということになります。この場で今申し上げるのはもう大変お恥ずかしいことですが、もうこの計画自体が当初から難しいというか、本来は絵に描いた餅のような形だったということです。

奥良秀委員 いや、私ももう何年前か忘れちゃったけど、一般質問させてもらったときに、良いチームを作ってきちんとやっていますよという当時の室

長の言葉がずっと耳の中に残っているんですけど、なら全くできていなかったってことでよろしいんですね。

大谷大学推進室長 返す言葉はありませんが、いいチームであったことは間違いないと思います。当初からの進め方が早急に進んでいって精査しない中で、開学ありきで進んだところがあったのではないかと考えております。

奥良秀委員 あんまり言いたくはないんですけど、いいチームとあれだけ本会議場で何回もよく言っちゃったなと私はこれを見ても思いますし、今の大学推進室長の言葉を聞いても思います。だから、本当に大学生のことを考えていただきたい。卒業までにグラウンド造ることは当たり前のことですよね。その計画ができていなかったというのは、前の市長が、ああいうふうな文書を出されて、それで、もう工事も遅れていいんですよというような感じで、それを認めた執行部に問題私はあると思うんですよ。その辺どういうふうにお思いですか。

大谷大学推進室長 今回の御質問ですが、これは議会にもお約束しております検証をさせていただいて、その結果を御報告しますということで御回答しておりますが、それにもつながっていると思います。その検証をする報告の中で、今の御質問につきましても御回答といいますか御報告させていただきたいと考えております。

奥良秀委員 いや、その検証というのも、私が1年目のときの一般質問で検証して検討して、説明しますという話でしたよね。私はもうあと任期1か月あるかないかですよ。いまだにですからね。だからこんなことで公共工事がこの市でできるのかということに疑問符が付きますけど、本当にこれ、また計画どおりいくんですかね。その辺がもう納得できないんです。今、謝られましたけど、室長どうなんですか。もう後手後手で、今のチームはいいチームでできているんですかね。いかがですか。

高松秀樹委員長 今、奥委員が指摘されましたけど、もうしようがないよね。

これ、指摘されても、そのとおりの部分で。執行部どうなんだと、それで組織どうなんだということなんで、副市長が出席されていますので、その辺、副市長から組織の話について答弁があれば、お願いしたいと思います。

古川副市長 今回のグラウンドの件につきまして、先ほど大学推進室長が、るる御説明とおわびを申し上げたと思います。この件につきましては、やはり薬学部に大学院の設置というのは、理系の大学ですから絶対必要不可欠のものであるということで、2年後には、当然、薬学科博士課程を設置するのは必要であるということの両者のちゃんとした意識の連携も、もう少し大学と私どもが取べきでしたし、同じようなベクトルで向いて進む必要があったと思います。その辺の過程の中で、しっかりとした目的、ゴール点をちゃんとしていなかったというのが、私どもですけど大学のほうにも若干の問題があったと思いますが、その辺の連携がなかったとことによって今回に至ったということです。それと今、奥委員が言われました、いいチームということの中で、いろいろ今までは大学推進室に専任の技術職も設置しておらず、ずっと建設部の技術職員を併任にしておった中で、この4月には専任も置くような形の室も作りましたが、まだまだその辺が、いいチームというところまでに至らない措置だったかなという反省もございます。そうした中で今回このような形になったのは、やはり私の指導不足と、私が理科大のほうともう少し連携を密にする中で、逐一状況を把握しておくべきだったということも反省点として、大谷が説明したことを、また議員の皆様方から御指摘いただいた中で、深く反省しているところでございます。以上でございます。

山田伸幸委員 当初予定されていた薬草園というのは、これでいうともうここには造られないということによろしいんですね。

大谷大学推進室長 構内の薬草園につきましては、既にA棟とB棟の間ぐらいにできております。ただ、ちょっと温室については大学の体制が変わられましたので、どういった温室かということについて今検討されておるという状況です。薬草園自体はもう既に設置はされております。

奥良秀委員 先ほど出ました残土の話なんですが、こちらは最初の話では汚染関係とかいった感じで話があったと思うんですが、これはもう普通に調査というか検査が済んで、持ち出せるようになっているのでしょうか。

立野大学推進室主任 現地に置いてあります土も、改良土というのと一時的に置いている建設残土というふうにちょっと種類が分かれておまして、改良土については、盛土材として再利用することが可能であると確認しております。以上です。

奥良秀委員 ということは、盛土以外の使用には、もう使えないということではないんですかね。盛土ということはその上に何か物を建てるような感じだと思うんですが、そうではなくてはそのグラウンド材として使うことができますか。

立野大学推進室主任 グラウンドの表土というのはまた別途、ほかから用意した真砂土を改良したものを用いますので、そのグラウンドの表面の土の下側の盛土としては再利用可能ということになります。以上です。

奥良秀委員 ということは、上側は駄目ですよということではないんですよね。

立野大学推進室主任 グラウンドの表土としての利用は適していないということになります。

高松秀樹委員長 そのほか委員から質疑ありますか。すいません。順番に行きましょう。

吉永美子委員 すいません。以前いろいろな審査の中で発言していったときに、先輩である東京理科大学ともちゃんと連携していただいているんでしょうかということを知りたいつもりです。この度の設置申請が令和4年度にはしなきゃいけないというのは、随分前から分かっていたことでありまして、現実にはですよ、だから、そのときにはグラウンドが必要であるということは、もう関係者なら誰でも分かるところですけど、要は連携をしていますよ、するようにしていますよと言われていて、東京理科大学等も含めて、現実として、例えば令和2年度、何回山口東京理科大学との協議、そして東京理科大学との協議を行ったんですか、現実には。

大谷大学推進室長 ちょっと今、理科大との協議が何回かというのは、ちょっと確認はいたしますが、市が今直接、私ども大学推進室として東京理科大学との協議というのは行っておりません。（「山口は」と呼ぶ者あり）

高松秀樹委員長 ちょっと今調べていますので。そのほかの質問があれば。

吉永美子委員 ですので、いわゆるグラウンドに対しての認識が、大学と大学推進室とは違っていたということですか、結果として。

大谷大学推進室長 グラウンドが必置施設であるということは認識しておりました。薬学部の設置申請の際にも、平成30年度末にはグラウンドを整備しますということで文科省には申請して届け出ておりますが、結果はできなかったということです。その対応として、どういうふうに対応されていますかというのを大学から文科省にはお知らせをしておきまして、それが、赤崎運動広場を大学として使用するようになり、今、市と大学で契約を結んで使っているということで、今グラウンドがない段階での代替措置としては、市のそういった施設を活用していますということで、取りあえず、経過措置としては、特にそれでいけないと言われてはおりませんでした。私どもとしては、それでそのまま大学院の設置がなかなか

難しくなるという認識を、特にそこまでは持っていなかったということです。今、赤崎運動広場を使えているということで、そこが問題になるとは余り認識していなかったということです。あと、山口東京理科大学との協議の場ですが、令和2年度につきましては5回程度になっております。

吉永美子委員 この件については最後にいたしますが、その5回行った中で、大学院を開学するに当たって、必要なことの一つ一つのチェックというのはきちんとされなかったことが、この結果になったということですか。

大谷大学推進室長 大学院の設置ということで実際にお話を聞いたのが、今年度に入ってからということになります。

松尾数則委員 改めて言うのも何となく気が引けるんですけど、副市長から、大学院を設置するのが重要な案件であるというようなお話がありました。ところが、現状ではそこまで行っていない。今、いろんな人が同じ思いを持っていると思うんですね。本当に大丈夫かと。今大学院を設置するために必要な案件が、今回だったらこのグラウンドだけで済む問題なのか。今、吉永委員が言われているように、本当にもう1回チェックすべきじゃないかね、やっぱり。何度も繰り返しているんですね、同じことを。例えば今盛土なんかの問題があったけど、盛土なんかも本当に大丈夫なのか。例えば法的に規制があるとかそういうことはないのかも含めて、もう一度チェックしてみてください。

古川副市長 大学院の申請については、当然、大学が申請者になります。ソフト面、どのようなカリキュラムを作るとか、どのような講座、教授陣をそろえるというのは、当然大学のマターだと思います。そうした中で、ハード面については、今回のような事案も生じたので、今一度、また大学推進室を中心に協議させますし、また私も理科大の幹部とこの件につきましてはよく話し合う中で、2年後の大学院設置に向け

て遺漏のないように努めてまいりたいと思いますので、御理解いただけたらと思います。

藤岡修美副委員長 資料の㊦、大学機関別認証評価を令和5年度に申請されるようになっておりますけども、これは令和6年度の大学に設置に関わるものなのか。それとポートフォリオを提出となっておりますけども、これについて説明をお願いします。

大谷大学推進室長 大学機関別認証評価といいますのは、法に定められておりまして、7年に1回受ける必要があります。法に基づいて受審しなければいけないということですので、特に今回の薬学部の関係で受けるようになったということとは全く別です。これは公立大学法人が全部されることになり、もう既に公立化して1回は受けておられますので、市は、ちょっとこれには直接は携わっていないということです。

山田伸幸委員 水路はどういうふうにするんですか。全部蓋で覆うんでしょうか。それとも無蓋ですか。

立野大学推進室主任 テニスコートと当初のグラウンド予定地の間に大きい水路が既設ありますが、そちらを蓋で覆う予定は今のところありません。ただ、いろいろ計画を今後見直すというところで、その辺りも大学と協議しながら対応を検討してまいりたいと思います。

高松秀樹委員長 しっかり協議してください。（「はい」と呼ぶ者あり）

中村博行委員 本当に、済んだことをあれこれ言っても、もう既に謝罪があったわけですが、再度確認という意味で、大学院の設置に必置施設というふうに言われたグラウンドについて聞きます。これができなかつたら大学院を設置できないということになるんですか。

大谷大学推進室長　こちらができないと言えるかどうか、ちょっと回答はできないというか、そもそもちょっとこれを国にもう確認することすら今できない状況にあります。ただ、薬学部の設置の際に、平成30年度末に造りますと言った施設がまだできていないということで、今回新たに薬学部の大学院設置とってまた工事して造りますといったことが、信用していただけるかということになると、もし申請した場合はもう整備してから申請してくださいというようなことにもなりかねないと。大学に大学院を設置するソフト面等については問題がないにしても、唯一、ハード面で引っ掛かる可能性があって、円滑に進まないというおそれがかかり想定されるということです。必ずグラウンドがないとできないかというのは、そこはちょっとよく分からないところです。

中村博行委員　ということで、十分な危機感を持って学生にそういう損害を与えないようにと、再度肝に銘じて進めてください。お願いします。

大谷大学推進室長　この場で謝罪をしたのは一度や二度ではありませんし、それだけでは済みませんが、これを本当に肝に銘じまして、最後の整備事業になりますので、きちんと進めていきたいと考えております。

高松秀樹委員長　そうね。ちゃんと最後になるようにしてください。また次、にならんようにしてください。

森山喜久委員　こちらに実績報告書がありますよね。実績報告書の3ページのところに、9目の企画費、5で山口東京理科大学との連携で山陽小野田市山口東京理科大学連携協議会と書かれていて、それが実際、ゼロ回やったと。実績報告書の3ページ、9目企画費の5、山口東京理科大学との連携というところで……

高松秀樹委員長　いや、ちょっともうちょっと待って。趣旨がよう分らんの、質問の。

森山喜久委員 結局大学との連携とか協議ということもある中で、実際、本当にきちんと協議をされているのか。もう本当トップ同士の話かもしれないし事務協議の話かもしれないけど、そういうのがきちんとやっぱりできていないというところがあるんじゃないかと再度思うんで、こういうふうな例えば協議会なら協議会とか、事務協議なら事務協議のところを徹底してやってもらいたいと思うんですよね。そこのところを再度ちょっと確認取らせてもらえたらと思います。

大谷大学推進室長 すいません、今、森山委員が言われたのが、ちょっとこれは多分企画サイドとの連携になろうかと思えます。大学関係なんですけど、私ども室としてはちょっと関与していないということになります。ただ、今回の案件が出ましたので、大学と今回の協議をする中で理事長、学長、また事務局長等とよくお話をし、しっかりと今後、連携し、協力していきましようとお約束をしまりましたので、今後はしっかりと進めていきたいと考えております。

高松秀樹委員長 しっかりしてくださいね。そのほかいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、ここで、山口東京理科大学調査特別委員会を一旦散会します。

午後 2 時 5 4 分 休憩

午後 3 時 5 3 分 休憩

高松秀樹委員長 それでは、山口東京理科大学調査特別委員会を始めます。執行部から総括的な報告があるということで委員会を開催しております。それでは、報告をお願いします。

大谷大学推進室長 お疲れのところ、誠に申し訳ありません。1件ほど報告させていただきたい事項がありますので、お時間を取っていただきました。10月の議会改選に伴い、本特別委員会も閉じられることとなると思いますので、宿題として残っております山口東京理科大学薬学部校舎建設事業における検証の現状につきまして、御報告させていただきたいと存じます。山口東京理科大学薬学部校舎建設事業につきましては、B棟を除いた校舎等の施設整備が当初の契約工期内に完成しなかったこと、危険物倉庫棟の耐火構造が法令の基準を満たしておらず、計画していた指定数量の10倍以下の危険物を貯蔵する危険物貯蔵所が設置できなかったこと、設計業者の設計ミス等により入札不調や工期延長等の事態を招いたこと、公文書の不適切な取扱いがあったこと、危険物の保管・貯蔵について建築基準法等の関係法令に抵触していたこと等、行政が行う事業としては考えられない、また、あってはならない多くの重大かつ深刻な問題が発生しました。このため、その原因や責任の所在等につきまして検証を行い、その結果を議会に御報告するとお約束しております。直近では、昨年12月市議会定例会における矢田議員の一般質問におきまして、なるべく早い時期に御報告できるよう努めてまいりたい旨の回答をさせていただいたところであります。しかしながら、現在に至ってもまだそのお約束を果たせていない状況となっております。このことにつきまして、深くおわび申し上げます。誠に申し訳ございません。今日までお約束しております検証結果の報告が行えていない、また、時間が掛かっている主な要因としましては、次の二つがあります。一つ目としましては、これまで検証作業を進めてまいりましたが、それぞれの事案は同時期に発覚したものではありませんでした。このため、新たな事案が発覚し、その検証を進めていく過程で、以前に発覚した事案と関係があるのではないかと考えられるものが出てまいりました。これにより、ある程度検証が済んでいました事案につきましても再度、別の観点から検証を行う必要が生じてまいりましたことから、時間を要することとなりました。二つ目としましては、問題となっている事案の一つに、公文書の不適切な取扱いがありました。これにつきましては、関係職員の懲戒

処分や司法当局への告発が行われましたが、告発につきましては現在までその結果が出ていない状況となっております。このため、どのような公文書の不適切な取扱いが行われたのか、その具体的な内容や原因等につきまして御説明できない状況があり、これに先ほど申し上げました一つ目の理由であります、他の事案との関係性も加わり、御報告できない状況となっております。このようなことから、検証に時間が掛かり、事案によっては関係がある可能性も考えられることから、全ての事案につきまして、その内容を御説明できる状況にならなければきちんとした検証結果の御報告にならないものと考えております。しかしながら、これまでにかなりの時間が経過したことから、中間報告のような形での報告も検討しましたが、御説明できない内容がある状況では、中間報告をしたことによって、更なる疑念や憶測、誤解を生じさせるおそれが考えられましたので、最初の問題発覚から今日まで約3年半余り、検証を行うには十分なお時間を頂いておりますが、途中経過を含め、今日に至るまで検証結果の御報告が行えていない状況となっております。今後も引き続き、早い時期に検証結果の御報告ができますよう作業を進めてまいり所存でございますので、今しばらくお時間をいただきたいと存じます。報告は以上でございます。

高松秀樹委員長 はい、という報告でした。ということなんです。ここで質疑をしてもしょうがないんで。よろしいですか、皆さん。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、以上で山口東京理科大学調査特別委員会を終わります。お疲れ様でした。

午後 3 時 5 9 分 散会

令和 3 年（2021 年） 8 月 2 4 日

山口東京理科大学調査特別委員長 高 松 秀 樹